

高速道路をめぐる状況について

1. 中間答申と対応状況

国土幹線道路部会中間答申(平成25年6月25日)と対応状況

中間答申	対応状況
<p>1. 高速道路政策の展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重層的な連携による活力ある国土づくり ● 国土全体が効率よく機能するようなマネジメントの実施 	<p>→ 「新たな国土構造を支える道路交通のあり方」として、道路を賢く使う観点から更に議論を深める</p>
<p>2. 維持管理・更新への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更新計画の策定と定期的な見直しの実施 ● 更新事業と他事業との連携に関連する制度見直し検討 ● 更新負担のあり方として、料金徴収期間の延長を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 更新計画(概略)の公表(H25.12~H26.1) ● 首都高速道路の更新計画について、第12回国土幹線道路部会(H26.6.25)にて審議 ● 道路法等の改正(H26.5.28)
<p>3. 料金制度のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 料金低減を図りつつ、3つの料金水準に整理 ● 行動変化を引き出す割引に限定し、割引相互の関係についても整理した上で、料金割引を再編 	<ul style="list-style-type: none"> ● 料金水準については、「普通区間」「大都市近郊区間」「海峡部等特別区間」に整理(H26.4~) ● 料金割引については、目的を明確化し、高速道路の利用機会が多い車に配慮(H26.4~)
<p>4. 大都市圏の料金体系のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理主体を超えたシームレスな料金体系を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の割引を継続(H26.4~) → シームレスな料金体系の導入に向けて、今後検討(首都圏:平成28年度、阪神圏:平成29年度に導入)

2. 道路法等の改正

道路法等を一部を改正する法律の概要①

○ 高速道路の計画的な更新の実施

① 計画的な更新を行う枠組みの構築

- ・ 高速道路機構・高速道路会社間の協定と、高速道路機構の業務実施計画に、更新事業を明記(国土交通大臣が業務実施計画を認可)【高速道路機構法】

② 更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定(世代間の負担の平準化)

【道路整備特措法】

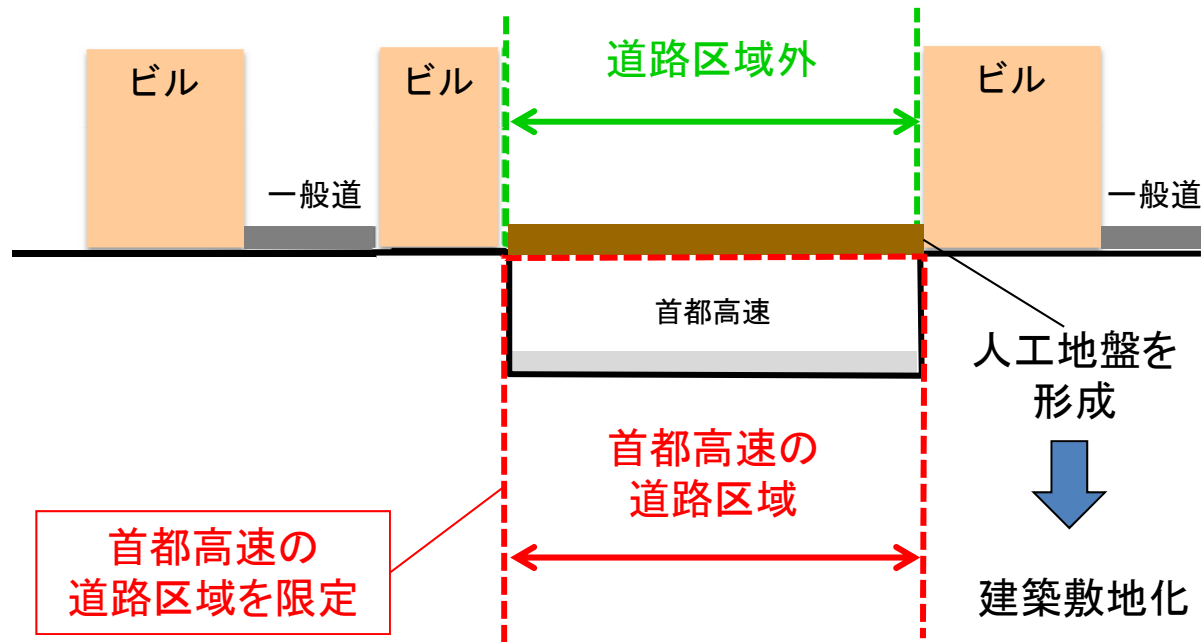


大規模更新等の概算事業費	首都高速	約6,300億円
	NEXCO	約30,200億円
	阪神高速	約3,700億円

2. 道路法等の改正

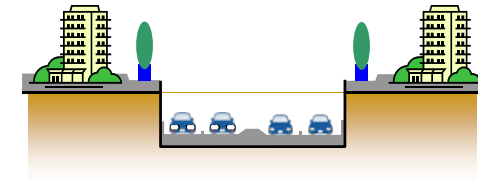
道路法等を一部を改正する法律の概要②

○ 高速道路の活用による維持更新負担の軽減と地域活性化



- ※道路区域は、原則、道路の上下にわたっている
- ※道路区域を立体的に限定する制度は、新設・改築に限定されていた
(都市部における円滑な道路整備のため、平成元年に創設された制度)

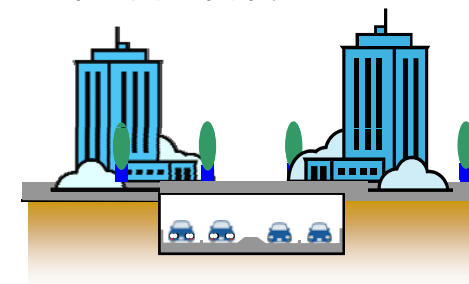
首都高速・築地川区間における 上部空間の活用イメージ



※高速道路機構が土地の所有権を有している掘割区間



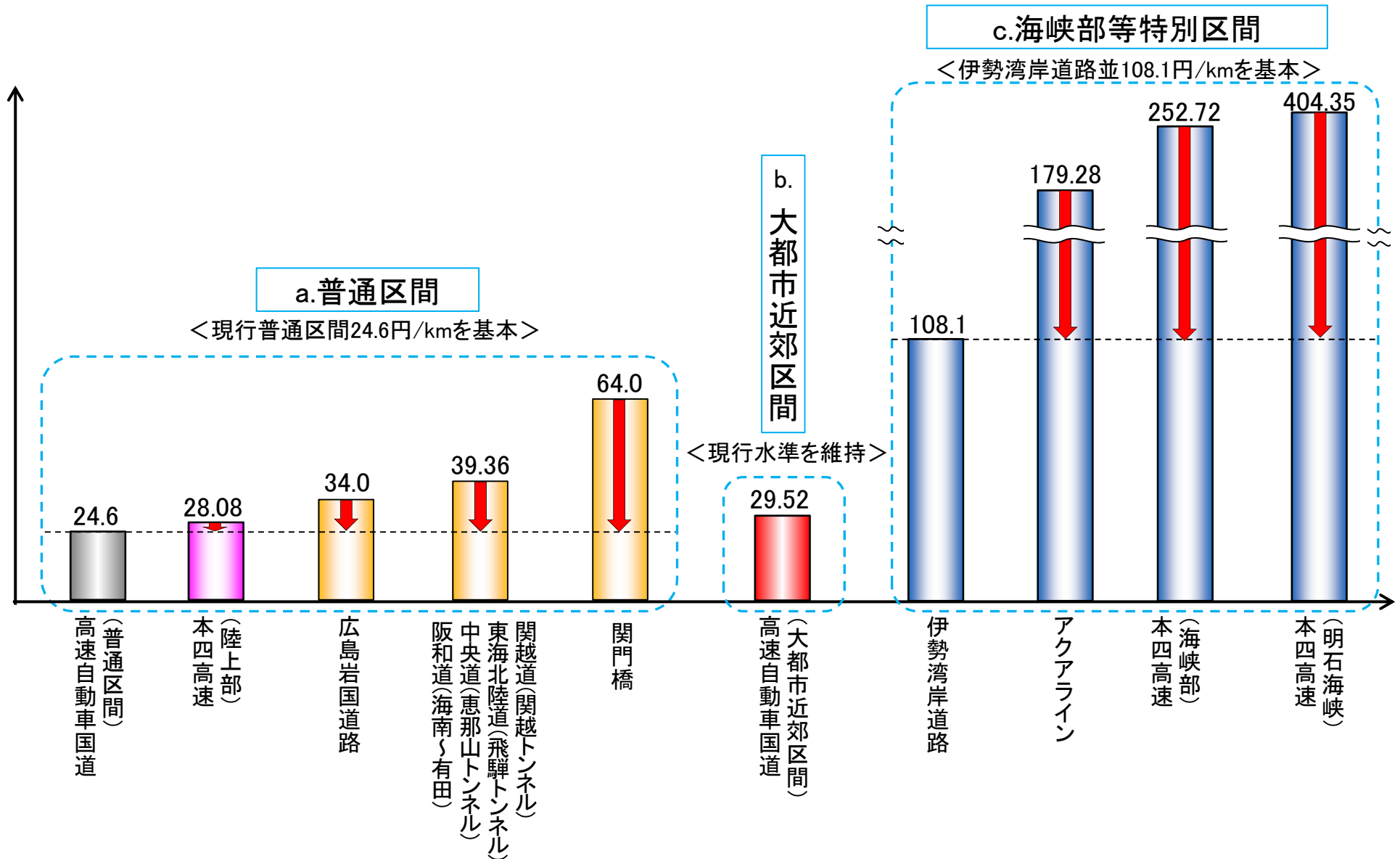
(上部空間の高度利用イメージ)



※現況の首都高速都心環状線の土地利用状況から想定されるケース

3. 平成26年4月以降の料金体系

3つの料金水準の導入 ~「整備重視の料金」から「利用重視の料金」への転換~



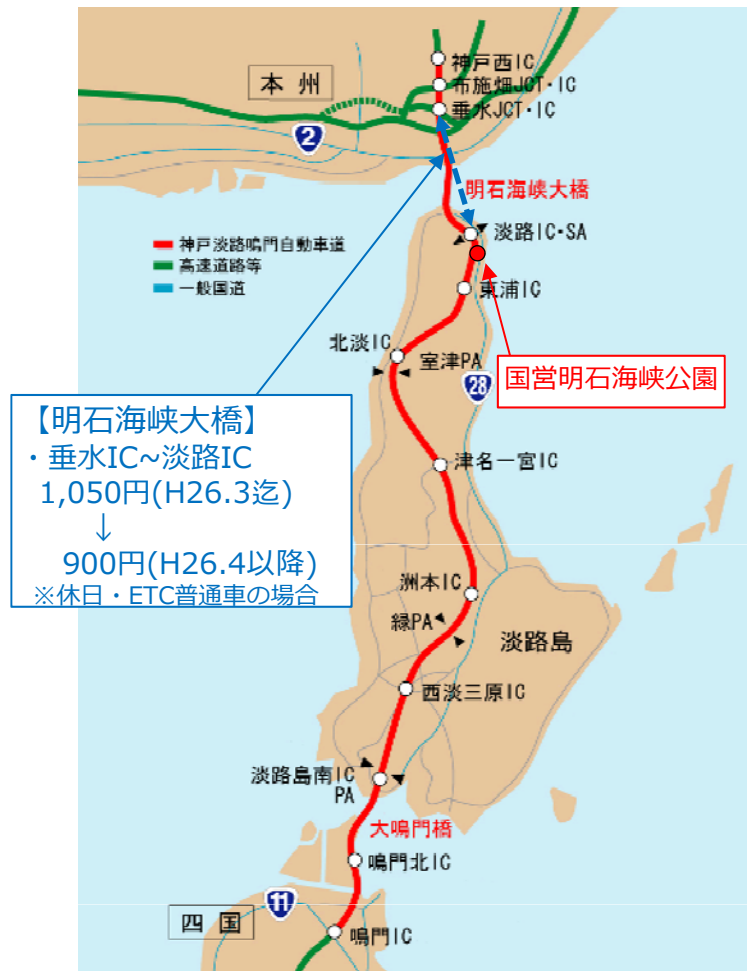
※料金水準引き下げの対象はETC利用車に限定し、期間は当面10年間とする

注: 料金水準については、普通車の場合

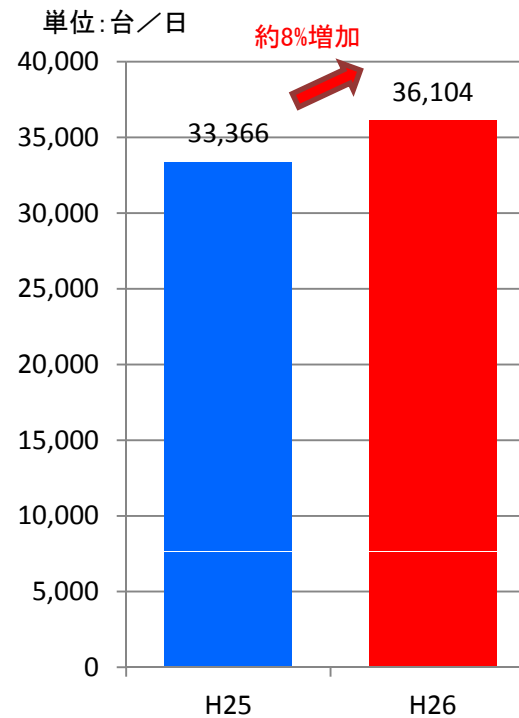
3. 平成26年4月以降の料金体系

料金水準変更による影響 [本四高速]①

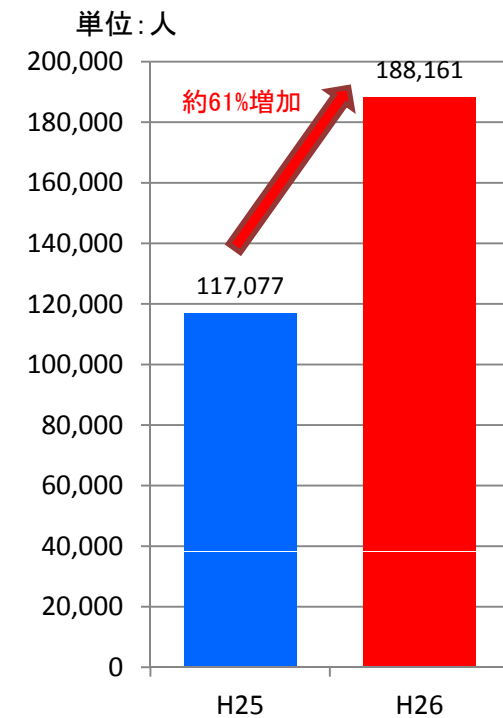
- ・利用重視の料金とすることで、明石海峡大橋の料金は1,050円 → 900円(休日・ETC普通車)に低減。
- ・その結果、明石海峡大橋区間(垂水IC～淡路IC)の、5月までの交通量は、対前年度比約8%の増加。
- ・淡路島内の観光施設において、国営明石海峡公園の5月までの入園者数が対前年度比約61%の増加。



<明石海峡大橋断面の4,5月の日平均交通量>



<国営明石海峡公園の4,5月入園者数>



3. 平成26年4月以降の料金体系

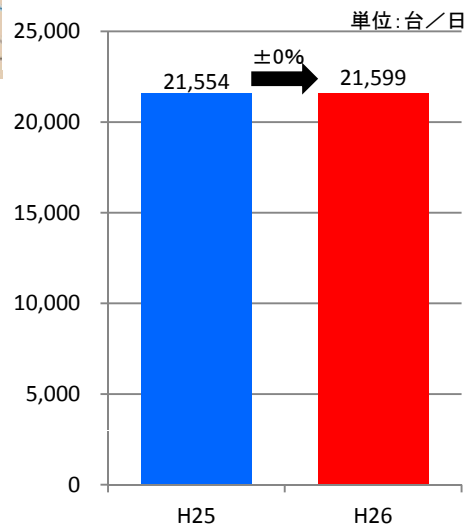
料金水準変更による影響 [本四高速]②

・瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道の日平均断面交通量は、前年度と同程度。



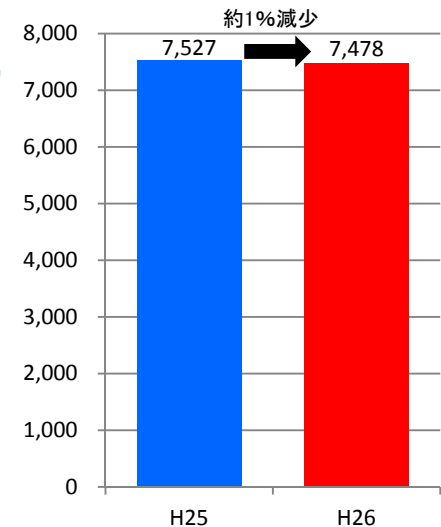
【瀬戸大橋区間】
 ・児島IC～坂出北IC
 1,600円
 (H26.3迄)
 ↓
 1,650円
 (H26.4以降)
 ※休日・ETC普通車の場合

<瀬戸大橋断面の4.5月の日平均交通量>



【多々羅大橋区間】
 ・生口島南IC～大三島IC
 400円
 (H26.3迄)
 ↓
 410円
 (H26.4以降)
 ※休日・ETC普通車の場合

<多々羅大橋断面の4.5月の日平均交通量>



3. 平成26年4月以降の料金体系

料金割引の再編 [NEXCO] ①

<基本的考え方>

○国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、

- ・実施目的を明確にした上で、効果が高く重複や無駄のない割引となるよう見直し
- ・生活対策、観光振興、物流対策などの観点を重視しつつ、高速道路の利用機会が多い車に配慮

<具体的な内容>

生活対策

- ・並行する一般道路における通勤時間帯の混雑緩和のため、地方部の通勤割引を、通勤時間帯に多頻度利用する車を対象とする割引に見直して継続
- ・高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、マイレージ割引について、最大割引率を9.1%に見直して継続

観光振興

- ・観光需要を喚起し、地域活性化を図るため、地方部の休日割引について、割引率を3割として継続

激変緩和

- ・地方部の休日割引の割引率を平成26年6月末まで現行5割引のまま継続

物流対策

- ・主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するため、大口・多頻度割引について、最大割引率を40%として継続

激変緩和

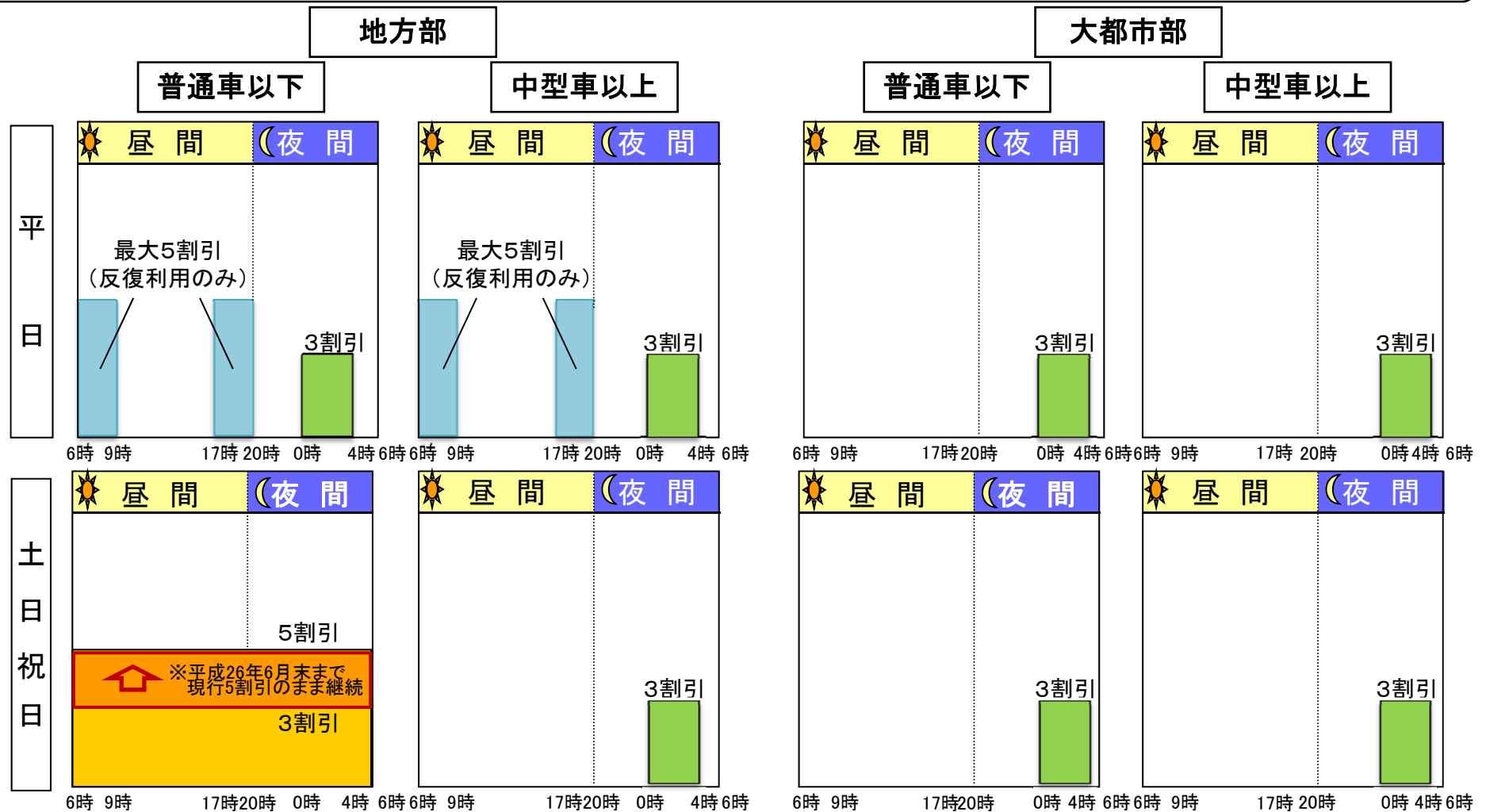
- ・大口・多頻度割引の最大割引率を平成27年3月末まで40%から50%に拡充

環境対策

- ・一般道路の沿道環境を改善するため、深夜割引について割引率を3割として継続

3. 平成26年4月以降の料金体系

料金割引の再編 [NEXCO] ②



マイレージ割引 (最大割引率を9.1%に見直し)

大口・多頻度割引 (最大割引率を40%に拡充)

(最大割引率を平成27年3月末まで50%に拡充)

激変緩和措置(国費)

3. 平成26年4月以降の料金体系

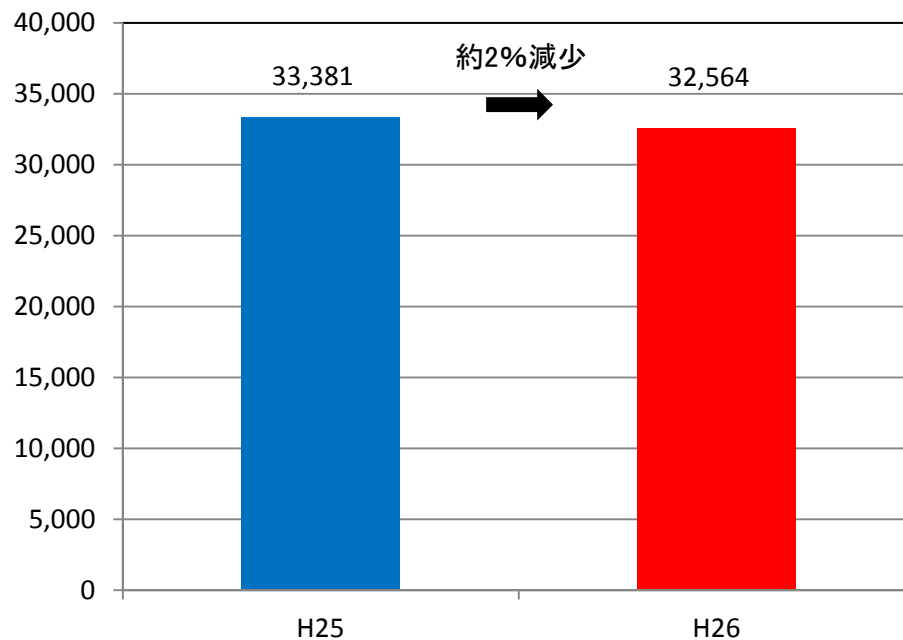
料金割引再編後の交通状況 [NEXCO]

- ・割引の目的を明確化し、効果の高いものとなるよう再編した結果、割引を縮小した上、消費税を転嫁したにもかかわらず、交通量の減は2%にとどまった。
- ・加えて、平成26年のゴールデンウィーク前半は、飛び石連休及び4月28日、29日の悪天候の影響もあり、渋滞回数が減少しているが、後半は昨年度と同等の渋滞が発生。

<料金割引再編後の交通量※1>

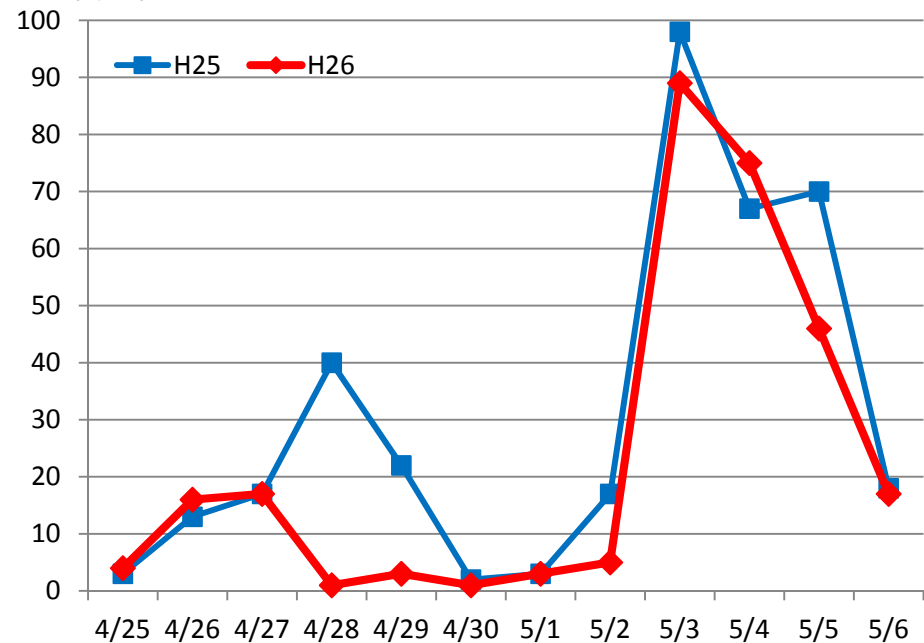
(H26.4.25~5.6/H25.4.26~5.7を除く)

単位:台/日



<ゴールデンウィークの渋滞推移※2>

単位:回



	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
H25	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
H26	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

※1 NEXCO管理区間のうち、代表断面(24断面)それぞれの断面交通量の平均

※2 NEXCO管理区間における10km以上の渋滞回数

3. 平成26年4月以降の料金体系

首都高速の主な料金割引

○ 以下の割引について、平成27年度末まで継続

③ 埼玉線内々利用割引

〔内々利用 ▲100円〕

② 中央環状線迂回利用割引

〔中央環状線を経由する利用 ▲100円〕

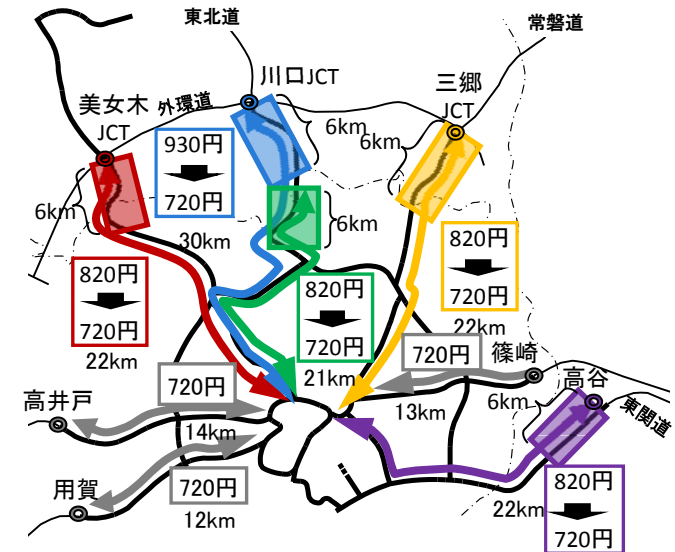
① NEXCOとの乗継割引

6km以下もしくは最初の出入口まで
▲100円
〔中央道、アクアラインは▲210円〕

④ 放射道路の端末区間割引

〔放射道路の端末から、都心環状線内は均一料金時相当額以下に統一〕

(主な割引例)



⑤ 羽田空港アクセス割引

空港中央、湾岸環八を利用する場合、
羽田空港アクセスの4出入口
(空港中央、湾岸環八、羽田、空港西)までの最低料金を適用

⑦ 環境ロードプライシング割引

*平成28年度以降も継続

⑥ 物流事業者向け割引(大口・多頻度割引)

〔車両単位割引: 最大20%割引
契約単位割引: 10%割引〕

*平成28年度以降も一部継続

※障がい者割引、路線バス割引は継続
※普通車の料金

3. 平成26年4月以降の料金体系

阪神高速の主な料金割引

○ 以下の割引について、平成28年度末まで継続

《阪神圏》

① NEXCO・本四との乗継割引

阪神高速の利用距離が6km以下の出入口まで
普通車▲100円

② 西線内々利用割引

6km超の内々利用に適用
普通車 ▲100円～▲110円

④ 環境ロードプライシング割引

* 平成29年度以降も継続

③ 端末区間割引

池田線 普通車310円
(通勤時間帯 普通車150円)
西大阪線 普通車210円
(早朝深夜 普通車100円)
東大阪線 普通車210円

⑤ 物流事業者向け割引 (大口・多頻度割引)

・車両単位割引最大20%割引
・契約単位割引10%割引
* 平成29年度以降も一部継続

※障がい者割引、路線バス割引は継続
※普通車の料金